

市町村別、学校別の調査結果の公表・開示について

悉皆調査(平成19~21年度)

市町村、学校のそれぞれの説明責任を踏まえるとともに、一覧表などにより公表した場合に、過度な競争や序列化につながる懸念されるため、実施要領に配慮事項を示した上で、以下のような取り扱い明記

【取り扱い】 市町村別、学校別の結果は、文部科学省で集計し、教育委員会や学校に提供
※文部科学省では非公表

○市町村別の結果は、都道府県教育委員会、市町村教育委員会に提供

都道府県教育委員会は公表を行わない

市町村教育委員会による公表は、市町村教育委員会の判断に委ねる

○学校別の結果は、都道府県・市町村教育委員会及び学校に提供

都道府県・市町村教育委員会は公表を行わない

学校による公表は、学校の判断に委ねる

抽出調査(平成22年度)

【取り扱い】 市町村別、学校別の結果は、文部科学省では集計しない

○市町村教育委員会及び学校の判断と責任において、文部科学省から提供を受けた抽出調査の各児童生徒別結果を、独自に集計することが可能

実施要領で配慮事項を示し、市町村教育委員会や学校が独自に公表を判断

教育委員会・学校が調査結果を独自に集計する場合の配慮事項について

教育委員会又は学校が、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒への教育指導の充実等につなげる趣旨で、抽出調査の調査結果を独自に集計する場合に、配慮すべき事項について、以下のように実施要領に記載。

集計結果の公表又は情報公開請求における開示については、本調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに、以下の点に十分配慮する。

- ① 教育委員会や学校は、保護者や地域住民に対して域内の教育及び当該学校の状況について説明責任を有していること
- ② 情報公開条例等との関係
- ③ 序列化や過度の競争につながらないようにすること
- ④ 各児童生徒の個人情報の保護との関係

希望利用による調査の結果については、学校の設置者（市町村教育委員会等）の判断と責任において、独自に集計することが可能（文部科学省では採点・集計等は行わない）。集計結果の取扱いについて、以下のように実施要領に記載。

希望利用による調査の結果の示し方、公表、提供、取扱いの配慮事項、活用については、学校の設置管理者において判断することとする。

特に、上記①～④に記載の点については、希望利用による調査においても十分配慮すること。